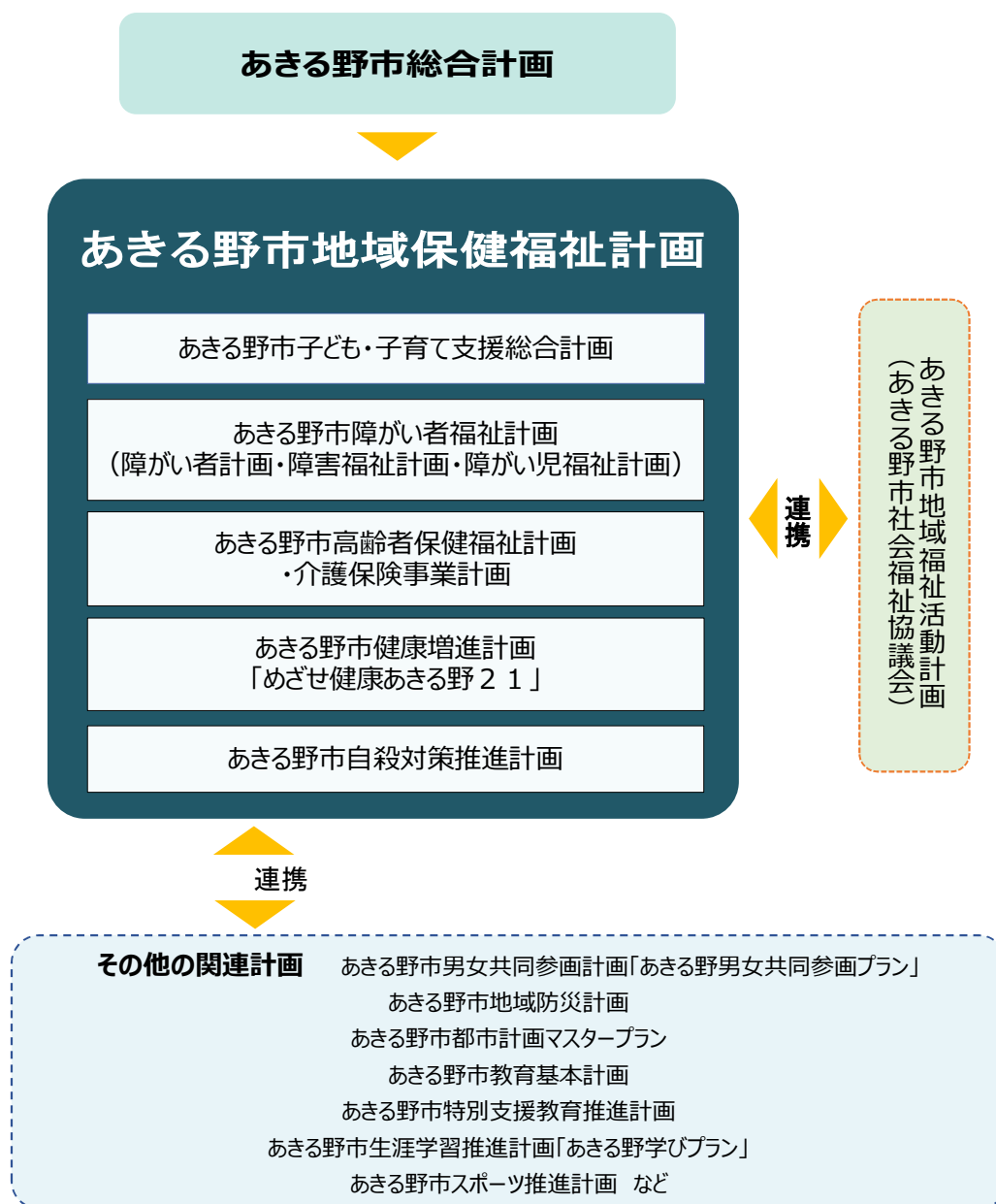


## 次期地域保健福祉計画策定の考え方について

## 1 計画の根拠及び位置付け

「あきる野市地域保健福祉計画」（以下「本計画」という。）は、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、社会福祉法（昭和 26 年法律 45 号）第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

本計画は、「あきる野市総合計画」を上位計画とするとともに、福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、本市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する「地域福祉活動計画」とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。



あきる野市第2次総合計画 前期基本計画における保健福祉分野の取り組み

第4章 保健福祉分野	主となる計画
1 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実	健康増進計画めざせ健康あきる野21
2 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	子ども・子育て支援総合計画
3 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実	障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）
4 高齢者が安心して生活できる福祉の充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
5 地域福祉の推進	地域保健福祉計画

2 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

3 基本理念

「みんなが支え合い、育て合うまち」

この実現に向け、市民、関係機関、市の関係部署（関連計画）が協働・連携して、施策を展開・推進していきます。

本計画では、基本理念である「みんなが支え合い、育て合うまち」の実現に向けて、7つの施策を設定します。

施 策
1 保健福祉相談内容の包括的な解決体制の推進
2 生活困窮者に対する相談・支援等の充実
3 お互いに支え合い、助け合う地域づくり
4 成年後見制度の利用促進
5 ボランティアの育成と支援
6 全ての人々が快適に暮らせる環境づくりの推進
7 福祉サービスの質の確保

※成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画を包含する予定